

令和6年第4回（12月）大磯町議会定例会

# 議案第66号説明資料

令和6年11月28日

大磯町部設置条例の一部を改正する条例

---

## 資料

---

改正理由	-----	1
改正内容	-----	1～2
新旧対照表		
大磯町部設置条例	-----	3

政策課

# 大磯町部設置条例の一部を改正する条例

## 1 改正理由

現在、大磯町は人口減少に歯止めをかけることを最重要課題とし、令和5年度を「人口減少対策元年」として位置づけ、子育て・教育環境の向上をはじめとする様々な事業に取り組んでいます。

直面する人口減少や少子高齢化に対応し、より効率的かつ効果的に連携を図りながら進めていくためにも、現行の組織体制を見直す必要があります。

特に、子育て世代の転入を促すためには、安心して子育て出来る環境づくりが急務であり、「子育てするなら大磯」と選んでいただけるよう支援施策を充実させていくことが重要です。

このため、組織の一部を見直すことで、最大の効果を発揮するため、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、「大磯町部設置条例」の一部を改正するものです。

## 2 改正内容

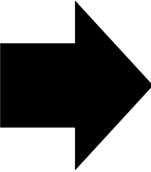
### (1) 「こども部」の新設に伴う町民福祉部の再編

「子育てでみんなわくわく大磯」の実現に向け、妊娠期から青年期までの切れ目ない子育て支援などすべてのこどもと、子育て家庭への一体的な支援施策を充実させていくためにも、令和6年度に子育て支援課に設置した「こども家庭センター」の取り組みを進めていくとともに、令和7年度にスタートする「大磯町こども計画」の取り組みを着実に推進するための体制を構築する必要があります。

このことから、教育委員会生涯学習課で所管している「青少年関連事務」を現在の町民福祉部子育て支援課に移行し、こども・子育て支援に関する事業を推進するための組織として、「こども部」を新設します。

### (2) 条例の改正点（大磯町部設置条例抜粋）

ア 第1条（設置）

【現行】		【改正後】
政策総務部		政策総務部
町民福祉部		町民福祉部
都市建設部		こども部
産業環境部		都市建設部
		産業環境部

## イ 第2条（事務分掌）

【現行】	【改正後】
<p>町民福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 町民相談に関する事。</li><li>(2) 防犯及び交通安全に関する事。</li><li>(3) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。</li><li>(4) 国民健康保険、後期高齢者医療保険及び国民年金に関する事。</li><li>(5) 地域福祉、高齢福祉及び障がい福祉に関する事。</li><li>(6) 介護保険に関する事。</li><li>(7) <del>子育て支援に関する事。</del></li><li>(8) 保健及び予防に関する事。</li><li>(9) 健康増進及びスポーツに関する事 (学校における体育に関する事を除く。)</li></ul>	<p>町民福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 町民相談に関する事。</li><li>(2) 防犯及び交通安全に関する事。</li><li>(3) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。</li><li>(4) 国民健康保険、後期高齢者医療保険及び国民年金に関する事。</li><li>(5) 地域福祉、高齢福祉及び障がい福祉に関する事。</li><li>(6) 介護保険に関する事。</li><li>(7) 保健及び予防に関する事。</li><li>(8) 健康増進及びスポーツに関する事 (学校における体育に関する事を除く。)</li></ul> <p>こども部</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) <del>子育て支援に関する事。</del></li><li>(2) <del>青少年健全育成に関する事。</del></li></ul>

### (3) 施行日

令和7年4月1日

大磯町部設置条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>政策総務部 町民福祉部 こども部 都市建設部 産業環境部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>政策総務部 省略 町民福祉部 (1)～(6) 省略</p> <p><u>(7) 保健及び予防に関すること。</u> <u>(8) 健康増進及びスポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</u>。 こども部 (1) <u>子育て支援に関すること。</u> (2) <u>青少年健全育成に関すること。</u></p> <p>都市建設部 省略 産業環境部 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>附 則 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>政策総務部 町民福祉部</p> <p>都市建設部 産業環境部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>政策総務部 省略 町民福祉部 (1)～(6) 省略 <u>(7) 子育て支援に関すること。</u> <u>(8) 保健及び予防に関すること。</u></p> <p><u>(9) 健康増進及びスポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</u>。</p> <p>都市建設部 省略 産業環境部 省略</p> <p>第3条 省略</p>